# 自主自立の青森県づくりに向けて

# 青森県市町村合併推進構想

平成18年10月

青 森 県

# 目 次

1		構	想	策	定	の	趣	旨		•••	• • •	•••	•••		•••	•••		•••	•••	•••	•••	 	 	1
2		市	町	村	の	現	況	بح	今	後	の	見	通	し										
(	1	)	旧	法	に	お	け	る	市	町	村	合	併	の	状	況						 	 	2
(	2	)	人	П	`	少	子	高	龄	化	の	動	向									 	 	5
(	3	)	市	町	村	の	行	財	政	の	現	況	ح	今	後	の	見	通	U			 	 	9
(	4	)	広	域	行	政	の	状	況													 	 	14
3		市	町	村	合	併	の	推	進	に	関	す	る	基	本	的	な	考	え	方				
(	1	)	合	併	推	進	の	必	要	性												 	 	16
(	2	)	市	町	村	の	望	ま	U	١J	姿											 	 	17
(	3	)	合	併	推	進	に	当	た	つ	て	の	県	の	役	割						 	 	19
4		構	想	対	象	市	町	村	の	組	合	せ												
(	1	)	構	想	対	象	市	町	村	に	関	す	る	考	え	方						 	 	20
(	2	)	構	想	対	象	市	町	村	の	組	合	せ									 	 	22
5			町																					
(	1	)	合	併	支	援	体	制														 	 	30
(	2	)	合	併	车	援	策															 	 	30

## 1 構想策定の趣旨

「市町村の合併の特例に関する法律」(以下「旧法」という。)の下、全国的に市町村合併が進展し、平成11年3月末に3,232あった市町村は、平成18年3月末には1,821となった。

本県においても、平成12年10月に策定した「青森県市町村合併推進要綱」に基づき、 自主的な市町村の合併を支援してきたところであり、各地域の熱心な取組みの結果、67市 町村のうち44市町村が17市町に再編され、平成18年3月末の市町村数は40となった。

一方、様々な事情等により合併に至らなかった市町村が23市町村あり、人口1万人未満の小規模町村は12町村ある。

国においては、市町村が地方分権や少子高齢化等に対応していくためには、引き続き自主的な市町村の合併を推進する必要があるとして、平成17年4月1日に「市町村の合併の特例等に関する法律」(以下「新法」という。)が施行されたところであり、新法では、都道府県は、総務大臣が定める基本的な指針に基づき、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めるものとされている。

県としては、市町村が今後とも基礎自治体として総合的な行政サービスを提供していくためには、より一層行財政基盤や自治能力の充実強化を図っていく必要があり、市町村合併はその有効な手段であることから、引き続き積極的に推進していく方針である。

このため、新法に基づき「青森県市町村合併推進審議会」(以下「審議会」という。)を設置し、審議会の意見を聴きながら、自主的な市町村合併をさらに推進するため、「青森県市町村合併推進構想」を策定するものである。

なお、構想対象市町村の組合せについては、旧法下での合併協議の経緯等を踏まえ、関係 市町村の意向を把握しながら、地元における議論等の熟度に応じて段階的に検討していくこ ととしている。

県としては、今後、本構想に基づき、それぞれの地域において、地域の将来のあり方等について真摯な検討がなされ、自主的な市町村の合併の取組みが積極的に推進されるよう関係市町村等に対して支援を行っていくものである。

# 2 市町村の現況と今後の見通し

# (1)旧法における市町村合併の状況

旧法における本県の市町村合併は、平成16年7月1日の五戸町から平成18年3月1日に誕生したおいらせ町まで延べ17件で、昭和37年以降67あった市町村数は40となり、その減少率は40.3%と全国平均(43.6%)をやや下回る数値となっている。

また、県内における人口1万人未満の小規模町村の数は36(全体の53.7%)から12(同30.0%)へと3分の1に減少したが、その割合は全国平均(同26.8%)をやや上回る数値となっている。

合併協議等の経緯をみると、県内すべての市町村で、合併に対する研究や協議が行われたが、法定の合併協議に至らなかった例や、法定協議の途中で解散、離脱した例も見受けられ、県内で合併に至らなかった市町村は23市町村となった。

特に、構成市町村の多い法定の合併協議会においては、議員の在任特例の取扱いや財政問題等についての協議が難航した結果、解散した例も見受けられた。

本県における市町村合併の特徴としては、以下のような点があげられる。

比較的構成市町村の少ない小規模な合併が多かったこと

構成市町村数	件数	合 併 市 町 名
5	1 件	つがる市
4	1 件	むつ市
3	5 件	五所川原市、外ヶ浜町、平川市、南部町、 弘前市
2	10件	五戸町、十和田市、藤崎町、中泊町、八戸市、 深浦町、七戸町、東北町、青森市、おいらせ町

市町村合併が行われた後も、人口3万人(合併に伴い市になることができる要件) を下回る市町村の割合が高いこと

	県内の	市町村数	全国の市町村数							
		うち人口		うち人口						
		3万人未満		3万人未満						
合併前	6 7	5 9	3,232	2,523						
(H11.3.31)		(88.1%)		(78.1%)						
合併後	4 0	3 0	1,822	1,017						
(H18.3.31)		(75.0%)		(55.8%)						

#### 飛び地合併が3例あったこと

- · 五所川原市 (五所川原市、金木町、市浦村)
- ・ 外ヶ浜町 (蟹田町、平舘村、三厩村)
- · 中泊町 (中里町、小泊村)

これまで合併した市町では、行政体制の簡素・効率化や住民サービスの維持向上などの効果が現れているが、依然厳しい行財政環境の中で、合併による行財政の効率化を早期に図るため、より一層の行財政改革への努力が必要となっている。



# 合併市町

	市町村名	合併日	関係市町村	関係 市町村数	人 口 (人)
1	五戸町	H16. 7. 1	五戸町、倉石村	2	20,138
2	十和田市	H17. 1. 1	十和田市、十和田湖町	2	68,359
3	つがる市	H17. 2.11	木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村	5	40,091
4	むつ市	H17. 3.14	むつ市、川内町、大畑町、脇野沢村	4	64,052
5	五所川原市	H17. 3.28	五所川原市、金木町、市浦村	3	62,181
6	外ヶ浜町	H17. 3.28	蟹田町、平舘村、三厩村	3	8,215
7	藤崎町	H17. 3.28	藤崎町、常盤村	2	16,495
8	中泊町	H17. 3.28	中里町、小泊村	2	14,184
9	八戸市	H17. 3.31	八戸市、南郷村	2	244,700
10	深浦町	H17. 3.31	深浦町、岩崎村	2	10,910
11	七戸町	H17. 3.31	七戸町、天間林村	2	18,471
12	東北町	H17. 3.31	上北町、東北町	2	20,016
13	青森市	H17. 4. 1	青森市、浪岡町	2	311,508
14	平川市	H18. 1. 1	平賀町、尾上町、碇ケ関村	3	35,336
15	南部町	H18. 1. 1	名川町、南部町、福地村	3	21,552
16	弘前市	H18. 2.27	弘前市、岩木町、相馬村	3	189,043
17	おいらせ町	H18. 3. 1	百石町、下田町	2	24,172

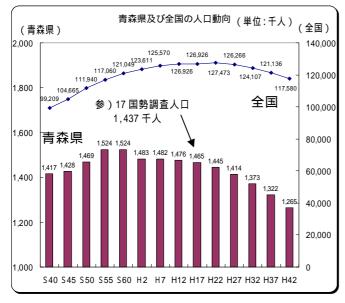
# (2)人口、少子高齢化の動向

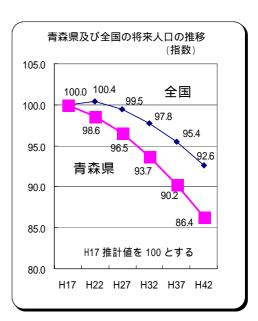
県内市町村においては、今後の老齢人口の増加により、医療や福祉、介護などの社会保障関係の財政需要が増加する一方で、人口減少により、税収や人材の確保が困難となることが予想されており、特に、人口減少と高齢化の進展が著しい小規模団体においては、社会保障を含めた各種の行政サービス水準の維持が困難となる事態が懸念される。

#### <人口の動向>

わが国の総人口は、平成18年をピークに長期の人口減少過程に転じると推計されているが、本県の総人口は全国の状況より約20年早い昭和60年(約1,524千人)をピークに人口減少過程をたどり、平成17年国勢調査では約1,437千人と、昭和60年から約88千人(5.8%)の減となっている。

本県総人口は今後、出生数の低下や人口流出などにより、減少率を更に高めながら全国水準を上回るペースで減少し、平成42年には約1,265千人と、平成17年から約171千人(11.9%)の減となることが推計されている。





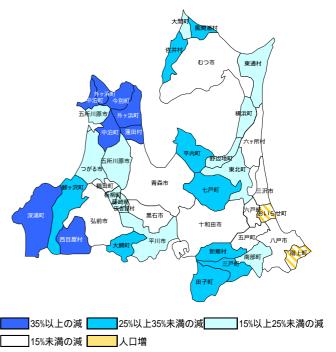
(総務省統計局「国勢調査報告」(~H12) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(H15.12推計)」(H17~))

注)なお、本県の平成 17 年度国勢調査人口は 1,437 千人であり、上記推計を上回るペースで人口減少が進んでいることを示している。

市町村別の人口推計をみると、平成17年から42年にかけて人口増が見込まれる団体は2団体のみであり、人口減少が全県的な傾向となっているが、特に半島地域や人口規模が小さい団体ほど減少が著しい。

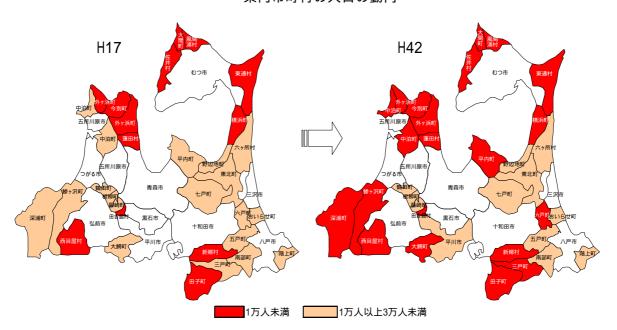
人口規模別人口減少率(H	17-H42比) (%)
1万人未満	30.8
1万人以上2万人未満	21.2
2万人以上5万人未満	12.0
5万人以上10万人未満	14.2
10万人以上	10.7

#### 人口減少率が高い市町村(H17-H42比)



(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (H15.12推計)」)

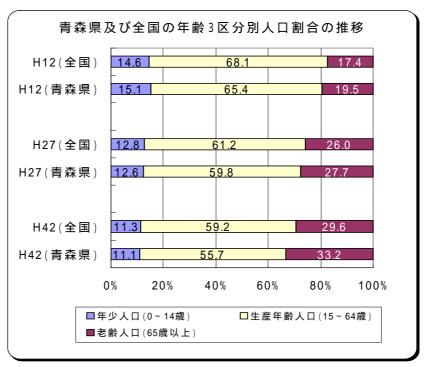
# 県内市町村の人口の動向



(総務省統計局「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (H15.12 推計 )」)

#### < 少子高齢化の動向 >

本県の高齢化率(全人口に占める65歳以上人口の割合)は、平成12年現在19.5%と全国水準を2.1ポイント上回っており、今後、平均寿命の更なる伸長や合計特殊出生率(15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計)が低位で推移することなどにより、高齢化率は上昇を続け、平成42年には33.2%に達すると推計されている。

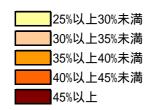




(総務省統計局「国勢調査報告」、厚生労働省統計情報部「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口(H14.3推計)」、「日本の将来推計人口(H15.12推計)」)

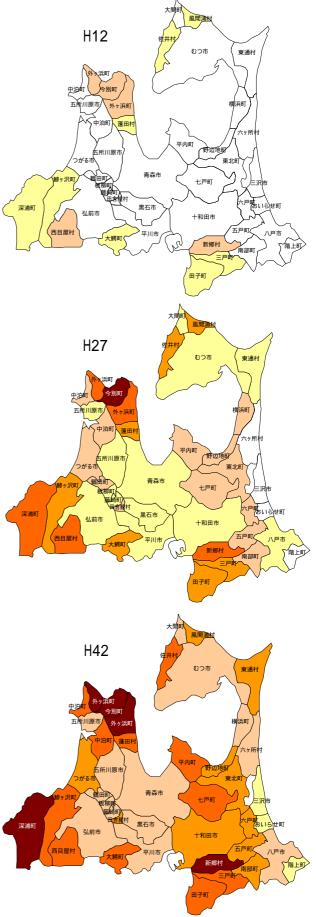
市町村別の推計によると、平成12年から平成42年にかけて、県内全ての団体において高齢化が進展し、平成42年には高齢化率が40%以上の団体が14団体に上ると推計されている。

人口規模別高齢化率(H42)(%)								
1万人未満	40.4							
1万人以上2万人未満	37.2							
2万人以上5万人未満	32.6							
5万人以上10万人未満	34.9							
10万人以上	31.6							



(国立社会保障・人口問題研究所

# 県内市町村の高齢化の動向



<sup>「</sup>日本の将来推計人口 (H15.12推計)」)

# (3)市町村の行財政の現況と今後の見通し

国・地方を通じた厳しい行財政環境の中、市町村においては、これまで以上に自らの責任と判断で、自主・自立の行財政運営に努めていくことが求められている。

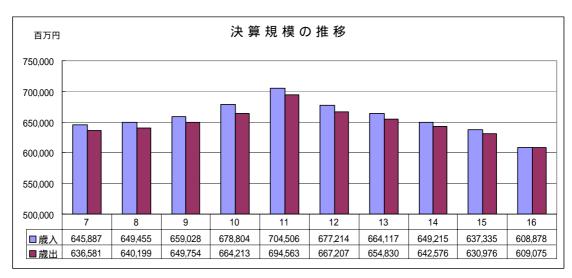
こうした中で、県内の市町村は、平成17年度から平成21年度までの「集中改革プラン」を策定・公表し、職員数の削減や事務事業の整理など、具体的な行財政改革の取組みを集中的に実施しているところである。

今後、県内市町村の行財政運営を取り巻く環境はますます厳しくなり、特に財政基盤が弱い小規模町村において、その影響は大きいと予想される。市町村は、住民と協働し、民間とも連携を図りながら、効率的で効果的な行財政運営に向け、徹底した行財政改革を積極的に推進していく必要がある。

### <財政の状況>

#### 決算規模

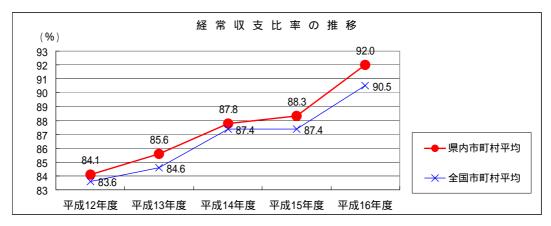
県内市町村の平成16年度普通会計決算額をみると、歳入歳出とも平成12年度以降、年々減少傾向にあり、実質収支では、48団体のうち、赤字団体が6団体()あるなど厳しい状況にある。



赤字団体6団体のうち2団体は、合併に伴う打切り決算によるものである。

#### 経常収支比率

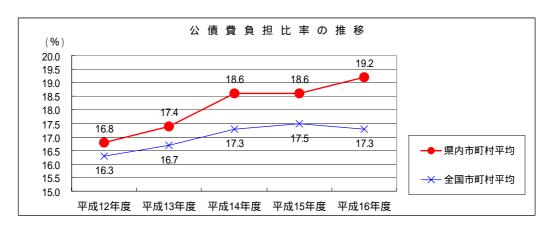
県内市町村の経常収支比率は、年々上昇傾向にあり、平成16年度決算の経常収支比率は92.0%となっており、90%以上の団体は、48団体のうち32団体で、全体の約67%を占め、財政構造の硬直化傾向が続いている。



経常収支比率:人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源等がどの程度充当されたかをみるもので、財政構造の弾力性の程度を示す指標である。

#### 公債費負担比率

県内市町村の公債費負担比率は、年々上昇傾向にあり、平成16年度決算の公債費負担比率は19.2%となっており、20%以上の団体は、48団体のうち22団体であり、全体の約46%を占めている。



公債費負担比率:公債費に充当された一般財源等の一般財源等総額に対する割合

# 将来にわたる財政負担

県内市町村の地方債現在高は年々増加し、一方で積立金現在高は減少するなど、 将来にわたる財政負担額は年々増加傾向にある。



将来にわたる財政負担額 = 地方債現在高 - 積立金現在高

# <行政運営の状況>

# 職員数

本県の市町村における職員(一般行政部門)一人当たりの人口数をみると、人口規模が小さくなるほど、職員一人当たりの人口数は少なく、行政の効率性が低い傾向にある。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・												
人口規模	平均(人)	50人未満	50人~ 100人	100人~ 150人	150人以上							
5千人未満	62.7	4団体	4団体									
5千~1万人	91.4		7団体	2団体								
1万~3万人	130.5		6団体	9団体	6団体							
3万~10万人	144.0				6団体							
10万人以上	228.9				3団体							

職員(一般行政部門)1人当たりの人口数(青森県)

団体数は、平成17年4月1日時点の47市町村である。 (平成17年地方公共団体定員管理調査)

#### 専門職員の配置

本県の市町村における専門職員の配置状況をみると、保健師・助産師、栄養士、農林水産技師、建築技師、土木技師などの専門職員の配置状況は、人口規模が小さくなるほど、配置が困難になる状況にある。

人口規模	市町村数	保健師助産師	栄養士	農林水産技師	建築技師	土木技師
5千人未満	8	2.3	0.1	0.1	0.0	0.3
5千人~1万人	9	4.4	0.8	0.3	0.2	0.9
1万人~3万人	21	6.8	1.3	1.5	0.8	3.5
3万人~10万人	6	20.8	3.7	3.0	5.2	17.2
10万人以上	3	28.0	6.3	18.3	35.0	138.0
全市町村平均	47	8.7	1.6	2.3	3.3	12.8

専門職員の配置状況(1市町村当たりの平均配置人数)(青森県)

団体数は、平成17年4月1日時点の47市町村である。

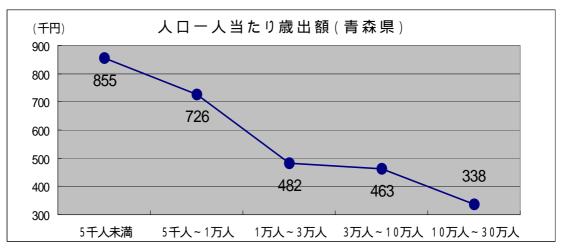
(平成17年地方公共団体定員管理調査)

# <小規模町村(人口1万人未満)の行財政運営の状況>

人口規模の小さい町村では、人口1人当たりの歳出額が多く、地方税などの自主財源が少なく、地方税収で人件費が賄えないなど、行財政の効率性が低く、財政基盤が脆弱なことから、より総合的な行政サービスの展開が難しくなっている。

# 人口1人当たりの歳出額

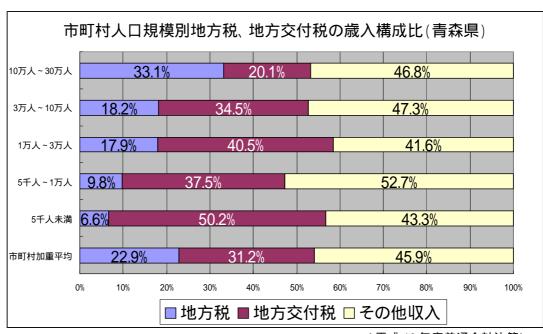
人口5千人未満の団体は、人口1万人以上3万人未満の団体の約1.8倍、人口5千人以上1万人未満の団体は、人口1万人以上3万人未満の団体の約1.5倍となっている。



(平成16年度普通会計決算)

#### 地方税と地方交付税の比率

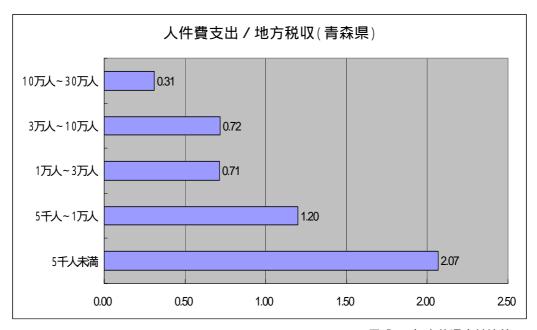
人口5千人未満で地方交付税が地方税の約7.6倍、人口1万人以上3万人未満では地方交付税が地方税の約2.3倍となっており、人口10万人以上30万人未満で地方税が地方交付税を上回っている。



(平成 16 年度普通会計決算)

## 人件費と地方税の比較

人口1万人未満の団体では地方税収で人件費を賄えない状況にある。



(平成 16 年度普通会計決算)

# (4) 広域行政の状況

住民の日常生活圏の広域化や住民ニーズの多様化・高度化に的確に対応した行政サービスを提供するため、従前から、市町村が行政区域を越えて連携する広域行政の取組みが進められてきたところである。

総合的な地域の振興整備に関しては、県内に6つの広域市町村圏が設定され、各圏域において、その特性に応じた整備の目標を設定し、個性的で活力ある地域づくりを目指した計画 策定等の取組みが展開されており、また、具体的な事務処理に関しては、消防、ごみ処理、 し尿処理、上水道などの住民生活に密接な事務について、一部事務組合等における共同処理 が行われている。

このような広域行政の取組みは、地域における連携の強化や共同処理による効率化などにおいて効果を発揮しているが、一方で、構成市町村間の調整を要することによる機動性の欠如や行政改革の取組みの遅れ、住民との間接的な関係に起因する責任の所在の不明確さなども指摘されており、広域行政機構の組織運営全般について点検し、改革することが必要となっている。

広域行政の取組状況

(平成18年4月1日現在)

_	声羽の手紙	-	T/ //\	ш 1			17	٠.									7. AD	T00				- 1				_	_			JX, I	0 -	<del>+ 4</del>		1 日 1 日		± )
	事務の種類	<u></u> I	٦, ا	-	洋	_		方	-	1114	-	+	٦,	-		_	か処			_	-114	_		٦,	_		尿					ᅱ		上水	- 1	-1.
	1.4	青		黒	八		鰺							黒	八	Ξ	西			中				弘		八	Ξ		西		中			久		小
広		森									北							海												和		北				Ш
	\	地			地						地								田	上			地						岸		上	地	広			原
域	\	域	$\overline{\mathbf{X}}$	$\overline{\mathbf{X}}$	域	原	地	地	北	北	域	域	$\overline{\mathbf{x}}$	$\overline{\mathbf{x}}$	域	$\overline{\times}$	環	衛	地	北	北	域	域	X	$\overline{\times}$	域	$\overline{\mathbf{X}}$	環	衛	地	北	域	域	4	域	湖
	\	広	消	消	広	地	X	域	広	広	広	広	環	清			境		域	広					清	広	環		生	$\boxtimes$	広	広	水	水	水	広
市	1 \ \	域					消	広			域			掃			整						域		掃											域
		消					防		事	事	行			施				理					事			市			理							水
町		防			町		事	事	業		政			設	רוי	珊	車	妇	車	光	弘	政				町			组組							道
ΠJ															m)	理	争	組合	<del>事</del>	耒	務															
١		事		組							事				村	事	挤	台	挤	組	組	争	組		組	村			合				寸	4		
村		務	合	合				組	合	合	務			合			組		組	合	合		合		合			組				務				業
		組			事		合	合			組		組			組	合		合			組		組				合		務		組				4
巻	\	合			務	合					合		合		務	合			ı			合		合		務	合			組		合				
	市町村名 \				組										組				ı							組				合						
	l \				合										合				ı							合										
青	青 森 市																															$\dashv$		$\dashv$	$\neg$	$\dashv$
森																					-												-	$\dashv$		
																			$\vdash$				$\vdash$	$\vdash$			$\vdash$				$\vdash$	_		$\dashv$	$\dashv$	-
地																			$\vdash$				$\vdash$								$\vdash$			$\perp$	_	
域	蓬 田 村																																			
	外ヶ浜町																																			
津	弘 前 市							L																												
軽	黒 石 市																																			
地																																				
域																																				
30	藤崎町																				-												-	-	-	
																																		-	_	
																		_																_	_	
	田舎館村																							$\blacksquare$										_		
	板 柳 町																																		Щ	
八	八戸市																																			
戸	三 戸 町																																			
地	五 戸 町																																			
域																																				
	南部町																																	7		
	階上町																																			
																																			$\dashv$	
	新 郷 村																				_												_	-	$\blacksquare$	
	おいらせ町																																	_	_	
津																																				
軽																																				
西	鰺ヶ沢町																																			
北	深 浦 町																																			
五																																				
	中泊町																																	$\exists$	$\neg$	
上	十和田市																																			
+																		$\dashv$																$\dashv$	$\dashv$	
																																		$\dashv$		
Ξ	野辺地町																																	$\dashv$		
地																																				
域	六 戸 町																																			
	横 浜 町																																			
	東北町																																			
	六ヶ所村																																	$\exists$		
下																																		$\dashv$		
	大間町																																	$\dashv$	$\dashv$	
																																		$\dashv$	$\dashv$	
地																																		$\downarrow$		
	風間浦村																																			
域	佐 井 村					_	_																								-	_				

は、行政区域の一部に関する事務の共同処理

# 3 市町村合併の推進に関する基本的な考え方

# (1)合併推進の必要性

市町村は住民に最も身近で総合的な行政主体として、真に自主的、自立的な地域経営を確立するため、その自治能力を向上させるとともに、新たな地域づくりに積極的に取り組むことが強く求められている。

このため、市町村は、これまで以上に、行財政改革を徹底し、より簡素で効率的な行政体制の構築と財政運営の健全化に取り組むとともに、社会経済情勢の変化や構造的な諸問題に適切に対処していく必要があり、市町村合併はその有効な手段となることから、引き続き以下の視点に立って、市町村合併を推進していくものである。

## <自治能力向上のために>

市町村は基礎自治体として住民に身近な行政サービスを担っているが、地方分権が進展する中、市町村が自己決定、自己責任により地域の行政需要に的確に対応するためには、より一層の自治能力の向上が必要である。

今後本格化する人口減少や少子高齢化社会において、消防防災や環境衛生、社会福祉など住民生活に密接な関連を有する行政サービスの維持・向上を図るためには、一定の行政規模を確保し、行政効率を向上させることが求められている。

また、高度情報化など社会経済情勢が大きく変化する中、市町村の提供する行政サービスにもより高い専門性が求められており、これに対応できるよう人材を確保し、組織体制や財政基盤の強化を図っていくことが必要である。

#### <新たな地域づくりのために>

道路交通環境の整備等により住民の日常生活圏は拡大しており、既存の市町村の区域を越えた広域的な行政需要に的確に対応するため、日常生活圏を基礎とした新たな地域づくりを展開する必要がある。

従前から行われている共同事務処理を中心とした広域行政の取組みに関しては、制度面 や運営面の課題を有することから、行政規模の拡大を図り、より広域的かつ効率的な行政 体制を構築していくことが望まれる。

また、これからの地域づくりにおいては、限られた行政資源を有効に活用する観点から、 住民と行政、民間と公共の適切な役割分担に基づく協働の取組みが重要であり、行政規模 の拡大を契機として、コミュニティ自治の推進や住民と行政の望ましい協働関係を実現し ていくことが可能である。

# (2)市町村の望ましい姿

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方分権改革は新たな段階を迎え、地方自治法において、市町村は「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とされたところである。

また、第27次地方制度調査会の最終答申では、「市町村は、基礎自治体として地域において包括的な役割を果たしていくことが期待されており、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある」とされ、自己決定、自己責任の原則の下、多様な住民ニーズに対するサービスを自主的・自立的に提供できる団体として、市町村自らがこれを具現化する新しい形を創り上げていく必要がある。

こうした地方分権時代における市町村のあり方やさらなる行財政改革の方向性を踏まえ、本県の市町村がより望ましい基礎自治体となるための体制について、中長期的な展望も含め、次の観点から総合的に捉えた場合、現在、県内に設定されている6つの広域市町村圏を基本に形成されることが望ましいと考えられる。

#### 生活圏の一体性

日常生活圏として自然的、経済的、社会的に一体性が形成されていること。 広域行政の状況

広域連合、一部事務組合等により圏域の一体的な振興整備のための計画策定等の取組みや行政区域を越えて連携する事務の共同処理が展開されていること。

基礎自治体としての望ましい規模の確保

総合的行政主体としての組織体制や効率的な財政運営が可能になると考えられる人口規模が確保されること。

持続可能な均衡ある発展

都市部と農山漁村地域が同じ行政区域の中で一体となり活性化や機能維持を図りながら、圏域全体として持続可能な均衡ある発展が望まれること。

なお、この市町村の望ましい姿については、県として一つの方向性を示したものであり、 それぞれの地域においては、地域の事情や住民の意向も十分踏まえた検討がなされるべき ものである。



NO.	構成市町村	圏域人口 (人)	圏域面積 (k m²)	広域市町村圏域名
1	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町	340,427	1,477.32	青森地域広域市町村圏
2	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、 田舎館村、板柳町	317,610	1,597.67	津軽地域広域市町村圏
3	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、 南部町、階上町、新郷村	348,205	1,346.45	八戸地域広域市町村圏
4	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、 中泊町	155,246	1,752.89	津軽西北五地域広域市町村圏
5	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、 横浜町、東北町、六ヶ所村	191,417	2,017.73	上十三地域広域市町村圏
6	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	83,752	1,414.82	下北地域広域市町村圏

(圏域人口:平成17年国勢調査)

# (3)合併推進に当たっての県の役割

旧法下において、県は、「青森県市町村合併推進要綱」に基づき、自主的な市町村合併の推進に向けた議論の手がかりとなる情報を広く市町村、住民、各種団体等に提供しながら、自主的な市町村合併の推進のための各種支援策を講じてきたところである。

市町村合併は地域の将来を方向付けるものであり、住民の生活に大きな影響を及ぼすことから、市町村自らが、行財政の現状と地域の将来像等に関する資料を住民に示し、議論しながら、最終的には、市町村長と市町村議会が住民の意向を踏まえて判断すべきものである。

県としては、このような考えのもと、新法下においても、市町村の自主性と主体性を尊重 しつつ、合併協議に効果的に結びつくよう気運の醸成や関係市町村間の調整等の必要な役割 を適切に果たしながら、さらに積極的に市町村合併を推進していく。

新法では、都道府県知事は、構想に基づき、合併協議会の設置や合併協議の推進に関する 勧告、合併協議における合意形成に関するあっせん・調停を行うことができることとされて いるが、こうした役割は、自主的な合併を基本として、構想対象市町村の合併協議の推進を 促すためのものであることから、県としては、関係市町村の意向や議論の状況等を踏まえ、 審議会の意見を聴きながら、適切に対応していく。

# 4 構想対象市町村の組合せ

# (1)構想対象市町村に関する考え方

総務大臣が定める基本的な指針の内容、本県の市町村の現状、本構想により市町村合併を推進する新法の期間等を踏まえ、次の基準に沿って構想対象市町村の検討を行うものとする。

生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村 更に充実した行政権能等を有する中核市、特例市等を目指す市町村 おおむね人口1万人未満を目安とする小規模な市町村

このうち、旧法下での市町村合併の進捗状況、本県市町村が地方分権時代にふさわしい基礎自治体としてさらに規模・能力を充実させる必要性、市町村の行財政の現況と今後の見通し等を踏まえ、先ずは人口1万人未満の町村を中心に、原則として、旧法下において合併が行われなかった23市町村を検討対象とすることとし、当該市町村の意向等を踏まえ、合併の組合せとなる市町村を段階的に構想対象市町村とする。

また、旧法下で合併した市町についても、各地域の動向等を踏まえながら、随時検討対象とする。



# 未合併市町村

NO.	市町村名	人口 (人)	NO.	市町村名	人口 (人)
1	黒石市	38,455	1 3	六戸町	10,430
2	三沢市	42,425	1 4	横浜町	5,097
3	平内町	13,483	1 5	六ヶ所村	11,401
4	今別町	3,816	1 6	大間町	6,212
5	蓬田村	3,405	1 7	東通村	8 , 0 4 2
6	鰺ヶ沢町	12,662	1 8	風間浦村	2,603
7	西目屋村	1,597	1 9	佐井村	2,843
8	大鰐町	11,921	2 0	三戸町	12,261
9	田舎館村	8 , 5 4 1	2 1	田子町	6,883
1 0	板柳町	16,222	2 2	階上町	15,356
1 1	鶴田町	15,218	2 3	新郷村	3 , 1 4 3
1 2	野辺地町	15,218			

(平成17年国勢調査)

# (2)構想対象市町村の組合せ

田舎館村と新郷村は、未合併市町村で、かつ人口1万人未満であり、県が平成17年 12月に実施した合併に関する意向調査で、できる限り速やかに合併が必要であるとの 考えが示されたことから、審議会において、集中的に審議が行われ、田舎館村について は平川市との組合せ、新郷村については五戸町との組合せが望ましいとの意見が取りま とめられたところである。

県としては、審議会の意見や地元の意向等を踏まえ、これら2つの組合せを新法の期間内において合併を推進する必要があると認められる組合せとして位置付けるものである。

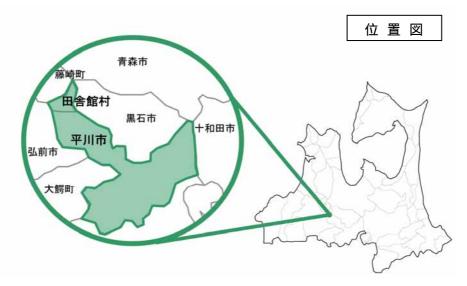
# <平川市、田舎館村>

# 地域の現況

地理的状况

両地域は、津軽平野の南部、圏域の中心都市である弘前市と黒石市の間に位置し、 平川市の東・南部は、十和田市と秋田県に接している。

地勢は、津軽平野の肥沃な土壌に恵まれ、平坦地は水田地帯、標高20~300mの丘陵地は水稲と、りんごの複合経営地帯として活用され、山間地の大部分は国有林となっている。



#### 人口動向

平成12年と平成17年の国勢調査結果を比較すると、平川市で3.1%、田舎館村で3.3%の減少率となっており、平成42年までの将来推計によると今後とも人口減少や少子高齢化の進展が見込まれる。

# (人口・面積・人口密度・世帯数)

(単位:人、m²、人/m²)

	人口	面積	人口密度	世帯数
	(H17 国調)	(H17 国調)	(H17 国調)	(H17 国調)
平川市	35,336	345.81	102.2	10,074
田舎館村	8,541	22.31	382.8	2,402
計	43,877	368.12	119.2	12,476

# (人口及び少子高齢化の動向及び今後の見通し)

(単位:人、%)

	人口の推移			高齢化率の推移		
	H12(2000)	H27(2015)	H42(2030)	H12(2000)	H27(2015)	H42(2030)
平川市	36,454	33,535	29,057	22.5	28.7	33.5
田舎館村	8,835	7,934	6,865	23.1	31.0	35.9
計	45,289	41,469	35,922	22.6	29.1	33.9

(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(H15.12推計)」)

# 産業の状況

両地域ともに、農業が就業者構成比の最も高い割合を占めており、地域経済に与える影響も高いことから、基幹産業として位置付けられている。

主要作物は、平坦地における水稲と野菜、台地でのりんごと水稲の複合栽培、高冷地の野菜などとなっている。

# (産業別就業者数)

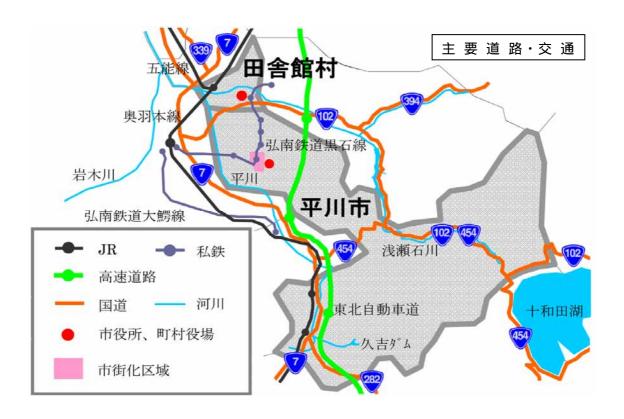
(単位:人、%)

平川			┣ ( H12 国調 )		田舎館村(H12国調)		
		産業	就業者数	構成比	産業	就業者数	構成比
第	1次	-	5,202	26.8	ı	1,131	24.0
第	2次	-	5,378	27.8	ı	1,423	30.2
第 3 次		-	8,791	45.4	-	2,164	45.8
計		-	19,371	1	ı	4,718	-
+	1位	農業	5,107	26.4	農業	1,124	23.8
主な	2 位	サービス業	3,774	19.5	サービス業	1,019	21.6
産	3 位	卸売・小売業	3,259	16.8	製造業	855	18.1
業	4 位	製造業	2,836	14.6	卸売・小売業	668	14.2
未	5 位	建設業	2,515	13.0	建設業	562	11.9

#### 交通の状況

両地域は、車で約20分の距離にあり、公共交通機関として、弘南鉄道黒石線が田舎館駅と平賀駅間を1日28往復(約10分)運行している。隣接する弘前市へも両地域から車で約20分の距離にある。

田舎館村は、弘前地域と西北五地域を結ぶJR五能線の要衝となっており、平川市は、弘前市から十和田湖へ向かう観光ルートとなっている。



#### 生活圏の状況

通勤、通学、買物、医療等の生活圏域は、総じて弘前市や黒石市との結びつきが強いが、道路網や公共交通機関が発達していること等から、集落単位においてはそれぞれ近接する市町との結びつきが強い地域もある。

#### 広域行政の状況

平川市及び田舎館村ともに、上水道は津軽広域水道企業団(碇ヶ関地域は久吉ダム水道企業団)介護保険認定は津軽広域連合、ごみとし尿の処理は黒石地区清掃施設組合(平賀地域・碇ヶ関地域は弘前地区環境整備事務組合)障害福祉(知的障害者施設)は南黒地方福祉事務組合でそれぞれ共同処理を行っているが、消防については、平川市が単独(碇ヶ関地域は弘前地区消防事務組合)田舎館村が黒石地区消防事務組合と異なる。

#### 各種団体の状況

農協合併により「津軽みなみ農協」(旧津軽平賀農協、旧田舎館村農協が合併)が 誕生(H16.7.1)している。

#### 旧法下での合併協議の状況

津軽南地域(弘前市、黒石市、岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鰐町、尾上町、平賀町、常盤村、碇ヶ関村、浪岡町、板柳町及び田舎館村)の14市町村による「津軽南地域市町村合併研究会」と「津軽南地域市町村合併協議会」(任意の合併協議会)を経て、浪岡町と板柳町を除く12市町村による「津軽南地域市町村合併協議会」(法定の合併協議会)が設置(H15.11.7)され、合併協議が進められたが、H16.7.31付けで合併協議会が解散。

その後、平賀町、尾上町及び碇ヶ関村の3町村による「平賀・尾上・碇ヶ関合併協議会」(法定の合併協議会)が設置され(H16.10.29) 合併に伴う市制施行により「平川市」が誕生(H18.1.1)。

#### 合併の必要性及び組合せの考え方

田舎館村は、人口1万未満の小規模村で、人口の減少や少子高齢化が著しく、今後、社会経済情勢の変化等に的確に対応し、行政サービスの維持向上を図っていく ためには、合併を契機として行財政基盤の充実を図ることが必要である。

平川市と田舎館村は、歴史的、文化的なつながりや基幹産業である農業を通じた 地域の一体性が強いことから、今後、合併を契機として、農業・農村の広域的整備 等による地域振興が期待できる。

#### 地域の発展方向

伝統文化や豊かな自然と調和した潤いのある田園都市環境の整備 基幹産業である農業の振興による食料供給基地としての機能の充実・強化 地場産業の活性化や広域観光の振興などの多様な産業振興

#### 期待される合併効果

行政経費の削減と行財政基盤の強化

公共施設の効率的配置や広域的利用等による住民の利便性の向上

米、りんご、野菜のブランド化等による「売れる農産物」づくりや高付加価値型の農産加工の推進

自然や田園風景、歴史的遺産、温泉等の観光資源を組み合わせた体験型・滞在型の広域観光の推進

地域間交流の促進や地域コミュニティ活動の活発化

# <五戸町、新郷村>

# 地域の現況

#### 地理的状況

五戸町は、広域市町村圏の中心都市である八戸市に接し、新郷村は八戸市から五 戸町を経由し、十和田湖へ至る玄関口となっている。

両地域は、地勢的には、五戸川及び浅水川沿いを中心とした平野に水田が拓けて 集落が形成され、丘陵地帯は畑や果樹園、河川上流部の台地は草地として利用され ている。



#### 人口動向

平成12年と平成17年の国勢調査結果を比較すると、五戸町で5.5%、新郷 村で6.0%の減少率となっており、平成42年までの将来推計によると、今後と も人口の減少や少子高齢化が急速に進むものと見込まれている。

(人口・面積・人口密度・世帯数)

(人口・面積・	人口密度・世帯数)	)	(単位:人、㎡、人/㎡)				
	人口	面 積	人口密度	世帯数			
	(H17 国調)	(H17 国調)	(H17 国調)	(H17 国調)			
五戸町	20,138	177.82	113.2	6,347			
新郷村	3,143	150.85	20.8	909			
計	23,281	328.67	70.8	7,256			

# (人口及び少子高齢化の動向及び今後の見通し)

(単位:人、%)

	人口の推移			高齢化率の推移		
	H12(2000)	H27(2015)	H42(2030)	H12(2000)	H27(2015)	H42(2030)
五戸町	21,318	20,091	17,867	24.0	31.7	38.3
新郷村	3,343	2,769	2,129	32.2	41.8	48.6
計	24,661	22,860	19,996	25.1	33.0	39.4

(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(H15.12推計)」)

#### 産業の状況

両地域ともに、農業が就業者構成比の最も高い割合を占めており、地域経済に与える影響も大きいことから、基幹産業として位置付けられている。

主要作物は米、野菜、果樹のほか、酪農・肉用牛の畜産、葉たばこや花き等多種にわたり、これらを組み合わせた複合型の農業経営が盛んである。

#### (産業別就業者数)

(単位:人、%)

		五戸町(H12国調)			新郷村(H12 国調)		
		産業	就業者数	構成比	産業	就業者数	構成比
第 1 次		-	2,742	24.1	ı	971	48.6
第 2 次		-	3,693	32.5	•	390	19.5
第 3 次		-	4,940	43.4	-	636	31.8
計		-	11,377	ı	-	1,998	ı
+	1位	農業	2,710	23.8	農業	923	46.2
主な	2 位	サービス業	2,116	18.6	サービス業	330	16.5
産	3 位	製造業	2,056	18.1	建設業	296	14.8
業	4 位	卸売・小売業	1,662	14.6	卸売・小売業	122	6.1
未	5 位	建設業	1,629	14.3	公務	103	5.2

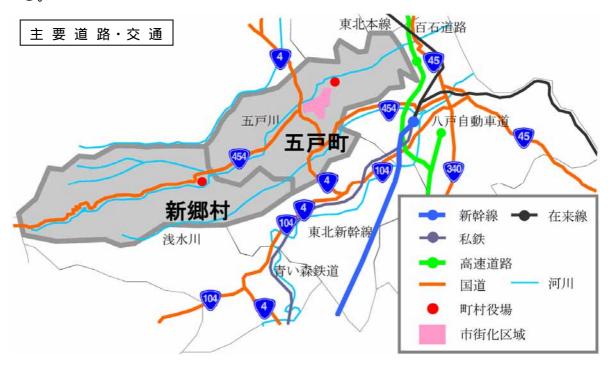
# 交通の状況

両地域は、国道454号により車で約20分の距離にあり、公共交通機関として、 南部バスが1日8~11往復運行している。

五戸町から広域市町村圏の中心となる八戸市までは、車で約30分の距離にあり、 南部バスが1日9~14往復運行している。

#### 生活圏の状況

通勤、通学、買物、医療等の生活圏域については、総じて八戸市との結びつきが 強いが、新郷村は、通勤と医療において、五戸町との結びつきが最も強くなってい る。



# 広域行政の状況

消防、老人福祉(特別養護老人ホーム)及び介護保険認定は八戸地域広域市町村 圏事務組合、ごみ処理は十和田地域広域事務組合、し尿処理は十和田地区環境整備 事務組合、障害福祉(知的障害者施設)は三戸郡福祉事務組合で、それぞれ共同処 理を行っている。

#### 各種団体の状況

- ・ 農協合併により「しんせい五戸農協」(旧五戸町、旧倉石村及び新郷村の5つの 農協が合併)が誕生している。(H7.6)
- ・ 八戸市、五戸町、新郷村の関係団体などで構成される「五戸川流域の保全と創造を考える会」が設立され、五戸川流域を中心とした自然環境等の保全活動が展開されている。
- ・ 五戸町商工会と新郷村商工会において、商工会合併に向けた検討が進められて いる。

#### 旧法下での合併協議の状況

五戸町、倉石村及び新郷村の3町村による「五戸地方合併協議会」(任意の合併協議会)が設置(H13.6.1)され、合併協議が進められていたが、新郷村の離脱により合併協議会を解散(H14.10.31)。

その後、五戸町と倉石村の2町村による「五戸町・倉石村合併協議会」(法定の合併協議会)が設置(H14.12.1)され、編入合併により新「五戸町」が誕生(H16.7.1)。

一方、八戸市、田子町、名川町、南部町、階上町、福地村、南郷村及び新郷村の8市町村による「八戸地域合併協議会」(法定の合併協議会)が設置(H15.4.1)されたが、階上町の離脱等により合併協議会が解散(H16.6.30)。

# 合併の必要性及び組合せの考え方

新郷村は、人口1万未満の小規模村で、人口減少や少子高齢化が著しく、今後、 社会経済情勢の変化等に的確に対応し、行政サービスの維持向上を図っていくため には、合併を契機として行財政基盤の充実を図ることが必要である。

五戸町と新郷村は、歴史的、文化的なつながりや住民の生活圏における一体性が強いことから、今後、合併を契機として、それぞれの地域資源を有機的に結びつけた地域振興が期待できる。

#### 地域の発展方向

五戸川流域を拠点とする農林・畜産業と農産物加工業の振興 十和田・奥入瀬への観光ルートや豊かな地域資源を活かした観光振興

#### 期待される合併効果

行政経費の削減と行財政基盤の強化

公共施設の効率的配置や広域的利用等による住民の利便性の向上 農畜産物のブランド化、循環型農業の確立等による農業振興 広域的な土地利用の推進や、五戸川の水源保全等によるまちづくりの充実 自然や温泉、食等の観光資源を組み合わせた広域観光の推進 地域間交流の促進や地域コミュニティ活動の活発化

# 5 市町村合併の推進のための措置

# (1)合併支援体制

県では、旧法下において、自主的な市町村の合併を総合的に支援するため、「青森県市町村合併推進要綱」に基づき、平成13年5月に知事を本部長とする「青森県市町村合併推進本部」を設置し、庁内における横断的な支援体制をとってきた。

新法下においても、全庁的な支援体制の構築を図るため、引き続き「青森県市町村合併推 進本部」を設置し、自主的な市町村の合併に向けた地域の取組みを積極的に支援していく。

# (2)合併支援策

県は、旧法下において、県が指定する合併重点支援地域等に対して、行財政全般にわたる合併支援策を講じてきたが、新法下においても、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言や情報提供、広報啓発を行っていくとともに、構想対象市町村等に対しては、行財政支援や人的支援などの具体的支援策をとりまとめ、市町村合併の検討から合併後の新市町のまちづくりに至るまで連続的かつ総合的な支援策を講じることとする。